

みどりしんきん法人インターネットバンキングサービス

ワнтаイムパスワードサービス利用追加規定

第1条 ワнтаイムパスワードサービスについて

ワнтаイムパスワードサービス（以下「本サービス」といいます。）とは、みどりしんきん法人インターネットバンキングの利用に際し、当庫所定の方法により生成・表示された都度変化するパスワード（以下「ワнтаイムパスワード」といいます。）を用いることにより、ご契約者（以下「ご契約先」といいます。）の認証を行うサービスをいいます。

第2条 利用資格

本サービスの利用者は、みどりしんきん法人インターネットバンキングを契約のご契約先に限るものとします。

第3条 利用申込及び利用開始

1. ワнтаイムパスワード生成・表示装置

本サービスを利用するためには、ワнтаイムパスワードを生成・表示する機能・装置（以下「トークン」といいます。）が必要となります。トークンには「ハードウェアトークン」と「ソフトウェアトークン」の2つの方式があり、併用はできないものとします。

（1）ハードウェアトークン

当金庫がご契約先に交付する機器を利用する方式で、ご契約先は所定の方法によりトークンにワнтаイムパスワードを表示させ使用します。

（2）ソフトウェアトークン

当金庫が推奨する生成アプリケーション（以下「アプリ」といいます。）を利用する方式で、ご契約先はアプリをスマートフォン端末にダウンロードし、所定の方法によりワнтаイムパスワードを表示させ使用します。

2. 利用申込及び利用開始

（1）ハードウェアトークン

ご契約先が当金庫に本サービスの利用開始の依頼を行う場合は、当金庫所定の方法により当金庫宛に申込みください。

ご契約先からの申込後、当金庫から申込時にお届けのご契約先住所にトークンを送付いたします。トークン到着後、ご契約先の管理者が、当金庫所定の登録画面にトークン裏面に記載の「シリアル番号」および表示される「ワнтаイムパスワード」を入力し、これらが当金庫の保有するシリアル番号およびワнтаイムパスワードと各々一致した場合には、当金庫はご契約先からの利用開始の依頼とみなし、本サービスの利用が可能となります。

（2）ソフトウェアトークン

本サービスを利用する端末にアプリをダウンロードし、ご契約先の管理者が、当金庫所定の登録画面にアプリに表示される「シリアル番号」および「ワнтаイムパスワード」を入力し、これらが当金庫の保有するシリアル番号およびワнтаイムパスワードと各々一致した場合には、当金庫はご契約先からの利用開始の依頼とみなし、本サービスの利用が可能となります。

第4条 本サービスの利用

本サービスの利用開始後は、みどりしんきん法人インターネットバンキングの利用に際し、当金庫は当金庫所定の取引についてワнтаイムパスワードによる認証を行います。その場合には、ご契約先はワнтаイムパスワードを当金庫所定の方法により正確に伝達するものとします。当金庫が確認したワнтаイムパスワードが、当金庫が保有しているワнтаイムパスワードと一致した場合には、当金庫はご契約先からの取引の依頼とみなします。

第5条 トークンの有効期限

1. ハードウェアトークンのワнтаイムパスワードの利用期限は、ハードウェアトークンの電池切れによりワнтаイムパスワードが表示されなくなるまでとします。なお、電池残量が一定量以下となると、ハードウェアトークンのボタン押下時に喚起表示をしますので、ハードウェアトークン発行の申込みを行ってください。

利用できなくなったハードウェアトークンは当金庫所定の手続きによりご契約先の責任において破壊のうえ破棄してください。

2. 新しいハードウェアトークンが交付された場合には、ご契約先は既存のハードウェアトークンでワнтаイムパスワード認証を行った後、第3条の利用開始登録を行うものとします。

3. ソフトウェアトークンのワнтаイムパスワードの利用期限はありません。

4. 前項に関わらず、ソフトウェアトークンのアプリをインストールした端末につき、誤滅、廃棄等の事由によりご契約先が使用しなくなった場合、ソフトウェアトークンは使用できなくなるものとします。この場合、ご契約先は責任をもって端末からアプリを完全に消去するものとし、あらためてソフトウェアトークンが必要となったときには、新たに第3条の利用開始登録を行うものとします。

第6条 トークンの紛失及び盗難

1. ご契約先は、トークンを失ったとき、トークンが偽造・変造・盗難・紛失等により他人に使用されるおそれが生じたとき、または他人に使用されたことを認知したときは、直ちに当金庫所定の方法によって当金庫に届け出るものとします。この届出を受けたときは、当金庫は直ちに本サービスの利用停止当の措置を講じます。

2. 前記1. の場合、ご契約先は、新しいトークンの発行依頼を当金庫所定の方法により行うことができます。当金庫がトークンの発行の依頼を受付けた場合、当金庫は、トークンを発行のうえ、ご契約先の届出住所宛に郵送します。

3. 前記2. によりトークンの発行を行った場合には、ご契約先は第3条の利用開始手続きを行う者とします。

第7条 利用料

1. 本サービスの利用にあたっては、当金庫所定のワнтаイムパスワードサービス利用料（消費税を含みます。以下「本サービス利用料」といいます。）をいただきます。この場合、当金庫は本サービス利用料を申込代表口座から、当金庫所定の日に自動的に引き落とします。

2. 本サービス利用料は、ご契約先の利用開始登録の実施有無にかかわらず、当金庫所定の月から発生するものとします。また、当金庫が一旦引き落とした本サービス利用料については、本サービスの解約その他の事由のいかんを問わず、返却しないものとします。

3. 当金庫は本サービス利用料をご契約先に事前に通知することなく変更する場合があります。

第8条 免責事項等

1. トークンを第3条または第6条により発行のうえご契約先に送付する際に、郵送上の事故等当金庫の責めによらない事由により、第三者（当金庫職員を除く）が該当トークンを入手したとしても、そのために生じた損害については、当金庫は一切の責任を負いません。

2. ワнтаイムパスワードおよびトークンは、ご契約先自身の責任において厳重に管理するものとし、第三者に開示しないものとします。ワнтаイムパスワードおよびトークンの管理について、ご契約先の責めに帰すべき事由がなかったことを当金庫が確認できた場合を除き、ご契約先に損害が生じた場合については、当金庫は一切の責任を負いません。

3. ワнтаイムパスワードおよびトークンにつき偽造、変造、盗用または不正使用その他のおそれがある場合、ご契約先は、当金庫宛に直ちにワнтаイムパスワードの利用中止および新しいトークンの発行の依頼をするものとします。ワнтаイムパスワードおよびトークンにつき偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故があっても、当金庫に責めがある場合を除き、ご契約先に損害が生じた場合については、当金庫は一切の責任を負いません。

4. 当金庫が保有するワнтаイムパスワードと異なるワнтаイムパスワードが当金庫所定の回数以上連続して伝達された場合は、当金庫は当該利用者に関し、みどりしんきん法人インターネットバンキングの利用者の利用を停止します。利用を再開するには、所定の手続きにより解除依頼をおこなってください。

5. ご契約先の届出住所が不正確であるため、または、ご契約先が届出住所の変更の届出を怠ったために、送付したトークンが当金庫に返戻された場合は、本サービスは使用できなくなります。また、トークンが留置期間経過等の理由で当金庫に返戻された場合は、ご契約先は当金庫に再度、送付を依頼するものとします。

6. トークンの故障、電池切れ等の事由でお取引の取扱いが遅延または不能となった場合、それにより生じた損害について当金庫は一切の責任を負いません。

第9条 本サービスの解約等

1. 本サービスの契約は、当事者の一方の都合で、通知によりいつでも解約することができるものとします。この場合、解約の効力は、本サービスに関してのみ、生じるものとします。なお、ご契約先からの解約の通知は当金庫所定の方法によるものとします。

2. ご契約先が当金庫に支払うべき基本手数料を支払わなかった場合、ご契約先が当金庫との取引約定に違反した場合等、当金庫が本サービスの利用を停止することができるものとします。なお、当該事由が消滅した場合は、当金庫は、本サービスの利用停止を解除できます。

3. 前記2. にかかわらずご契約先が相当期間、基本手数料を支払わない状態が続いた場合、当金庫は本サービスの契約を解約することができます。この場合、解約の効力は本サービスに関してのみ生じるものとします。

4. ご契約先が当金庫との取引約定に違反した場合、当金庫がサービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当金庫は、本サービスの利用を停止することができるものとします。

第10条 譲渡・買入の禁止

1. ご契約先は、ハードウェアトークンにつき他人に譲渡、買入れ、その他第三者の権利を設定してはなら

ず、また、ハードウェアトークンを他人に貸与、占有または使用させることはできません。

ご契約先は、ソフトウェアトークンのアプリを当初インストールした端末でのみ使用するものとし、他人に譲渡、再使用許諾、その他の権利を設定してはならず、また使用させることはできません。ソフトウェアトークンのアプリは、アプリの製作者および販売元が定める使用条件を遵守のうえ使用するものとします。

第11条 規定等の準用

本契約に定めのない事項については、みどりしんきん法人インターネットバンキングサービス利用規定、各サービス利用口座にかかる各種規定、定期性総合口座取引規定、各サービス利用口座にかかる振込規定ならびに当座勘定規定および当座勘定貸越約定書により取り扱います。

第12条 規定の変更等

当金庫は、本規定の内容を、ご契約先に事前に通知することなく店頭表示、ホームページ掲載その他相当の方法で公表することにより任意に変更できるものとし、変更日以降は変更後の内容に従い取り扱うこととします。

なお、当金庫の責めによる場合を除き当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切、責任を負いません。

以上
(2020.04.01版)